

青梅市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム実施計画（支援目標）・進捗状況および自己評価等

項目	令和3年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
	実施計画	進捗・自己評価等	実施計画	実施計画	実施計画	実施計画	
耐震化への意識啓発	戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組	対象区域内に存する旧耐震基準の木造住宅所有者に対し、住宅の耐震化にかかる意識啓発および情報提供を行うため、DMを送付する。 「第1、8支会」	対象区域内に存する旧耐震基準の木造戸建て住宅所有者に対し、住宅の耐震化に係る意識啓発および情報提供を行うため、DMを送付する。 「第3、10支会、千ヶ瀬町」	対象区域内に存する旧耐震基準の木造戸建て住宅所有者に対し、住宅の耐震化に係る意識啓発および情報提供を行うため、DMを送付する。 「第2（千ヶ瀬町除く）、9、11支会」	対象区域内に存する旧耐震基準の木造戸建て住宅所有者に対し、住宅の耐震化に係る意識啓発および情報提供を行うため、DMを送付する。 「第4、5、6、7支会」	対象区域内に存する旧耐震基準の木造戸建て住宅所有者に対し、住宅の耐震化に係る意識啓発および情報提供を行うため、DMを送付する。 「市内全域」	
	改修事業者等の技術力向上等を図る取組	改修事業者等への技術力向上を図る取組および住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組を行う。	継続	継続	継続	継続	
	耐震診断実施者に対する耐震化促進	市補助事業による耐震診断を行った住宅所有者に対し、診断終了時に耐震改修工事に向けた補助制度の説明等を行う。 また、耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して連絡を行い、補助制度の説明等を改めて実施することで耐震化を促す。	継続	継続	継続	継続	
	その他	・定例相談会、なんでも相談会 ・建築士の派遣	継続	継続	継続	継続	
その他	相談体制の整備 関係事業者団体との連携	・住宅相談会の実施 ・青梅市住宅施策推進協議会との連携	継続	継続	継続	継続	